



第3章 計画の基本理念と基本方針



基本理念

～ だれもが「おたがいさま」で支え合う
協働のまちづくり ～



基本方針Ⅰ

地域力強化のための 人材の確保・育成

- 民生委員・児童委員の負担軽減や担い手確保に向けた取組
- 新たな担い手確保に向けた意識の醸成

基本方針Ⅱ

支え合いの地域づくり

- 住民に身近な地域での支え合い活動推進の体制づくり
- 住民主体の課題解決力強化に向けた仕組みづくり

基本方針Ⅲ

多様な主体の 連携・協働の推進

- 熊本地震の被災者の生活再建に向けた支援
- 複合的な課題を抱えた方への支援
- 避難行動支援の仕組みづくり

1 基本理念について

近年、社会構造の変化により、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化していますが、それらの個人や世帯が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができ、地域に住む「だれも」が、暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「**地域共生社会**」の実現を目指すためには、その個人や世帯が抱える全ての課題に対して「丸ごと」の支援を行う必要があります。

しかし、これまで分野毎に福祉サービスを提供してきた行政のみでは、全ての課題に対して「丸ごと」の支援を行うには限界があり、その個人や世帯が真に必要な支援を包括的に提供する



ためには、課題を抱える個人や世帯を取り巻く地域コミュニティや隣に住む住民が「**困ったときはおたがいさまの精神**」のもと行う、分野という枠に捉われない、「**支え合い活動**」との連携のもとにしか成し得ません。

そして、多くの市民が課題を「我が事」として捉え、主体的に行動し、地域の中でつながりながら、互いに助け合う「支え合い活動」の重要性については、本市が経験した平成28年熊本地震の際にも再認識されました。

しかし、高齢化の進展等により、「支え合い活動」の推進基盤となる人材については、担い手不足が恒常化するなど、地域の力も低下しています。

そこで、これまで地域での支え合いを基盤とした福祉サービスを提供するとともに、「支え合い活動」への支援を行ってきた「地域福祉」をさらに推進し、共通した基本理念、基本方針のもと、行政は分野を越えて連携し、地域住民が「支え合い活動」を行うために必要とする支援を包括的に提供するとともに、市社協は「支え合い活動」へのコーディネート機能を果たすことで、地域住民の主体的な課題解決に向けた体制づくりを推進しなければなりません。

そうした基盤整備の先に、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会といった「支え合い活動」の中心的主体をはじめ、地域福祉推進に関わる地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等の全ての主体が、その役割のもと「**協働**」で「地域共生社会」の実現を目指すために、ともに共感・共有し、一体的に取り組むことができる基本理念として、「**だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり**」を定めました。

2 基本方針について

「地域共生社会」の実現に向けては、地域が主体的に課題を解決するための人材確保に取り組むことが最も重要であり、あわせて住民主体の支え合い活動推進の仕組みづくりを行うことで、支え合いの地域づくりに取り組むことも必要となります。

また、熊本地震の被災者支援や複合的な課題を抱えた方への支援、災害対応力の強化等については、多様な主体が連携・協働し、包括的に支援や取組を実施することが重要となります。

そこで、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」の基本理念のもと、「**地域力強化のための人材の確保・育成**」、「**支え合いの地域づくり**」、「**多様な主体の連携・協働の推進**」の3つを基本方針として定め、熊本市及び熊本市社会福祉協議会の各取組を、地域福祉に関わる全ての主体との連携のもと、総合的かつ計画的に推進していきます。

基本方針Ⅰ

地域力強化のための人材の確保・育成



基本方針Ⅱ

支え合いの地域づくり



基本方針Ⅲ

多様な主体の連携・協働の推進



3 計画の体系

基本方針	施策方針	事業概要	重点の有無	該当ページ
基本方針Ⅰ 地域の人材の確保・育成のための	1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援		P38～40
		(2) ボランティア等の人材確保に向けた取組		P41～45
	2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	(1) 地域福祉活動等に対する意識の醸成		P46～49
		(2) 住んでいる地域により身近な場所での理解の促進		P50～51
基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり	1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	(1) 地域住民の交流促進		P53～58
		(2) 地域における見守りネットワークの充実		P59～63
		(3) 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実		P64～67
	2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	(1) 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり		P68～73
		(2) 課題を解決するためのノウハウの共有		P74～75
		(3) 地域特性に応じた取組を促進するための支援		P76～78
基本方針Ⅲ 連携・協働の推進	1 連携による支援の充実	(1) 被災者の生活再建に向けた継続的な支援		P80～82
		(2) 複合的な課題に対する相談窓口の充実		P83～85
		(3) 住宅確保要配慮者への支援		P86～89
		(4) 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進		P90～94
	2 協働で取り組む災害対応力の強化	(1) 避難行動支援の仕組みづくり		P95～98
		(2) 配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備		P99～101
		(3) 多様な主体の協働による災害支援体制の構築		P102～105
	3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	(1) 包括的な支援を実現するための協議体の整備		P106～108
		(2) 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築		P109～112
		(3) NPOや民間事業者等との連携推進		P113～115

○第4章に記載の「第4次計画における方針と主な取組」の考え方



第4次計画においては、これまで第3次計画に位置づけ、取り組んできた各福祉分野等（高齢者、障がい者、子育て世帯、健康づくり、生活困窮者など）の取組については、従来どおり推進していくとともに、今後、本市における「地域共生社会」の実現に向けて拡充が必要な取組等を「重点的取組」として位置づけ、分野横断的な連携のもと取り組んでいきます。

あわせて、行政内部はもとより、地域で主体的に行われている取組など、視点を取り入れることが特に重要となる取組を、これまでの各福祉分野の取組等と連携させることで、「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。

なお、「重点的取組」「連携する取組」に該当する取組がある場合は、第4章の「第4次計画における方針と主な取組」において、上記アイコンを表示しています。

また、主な取組に記載の【市】は「地域福祉計画」を、【市社協】は「地域福祉活動計画」を表しており、双方の記載があるものについては、それぞれの役割のもと、連携して取り組むことを示しています。